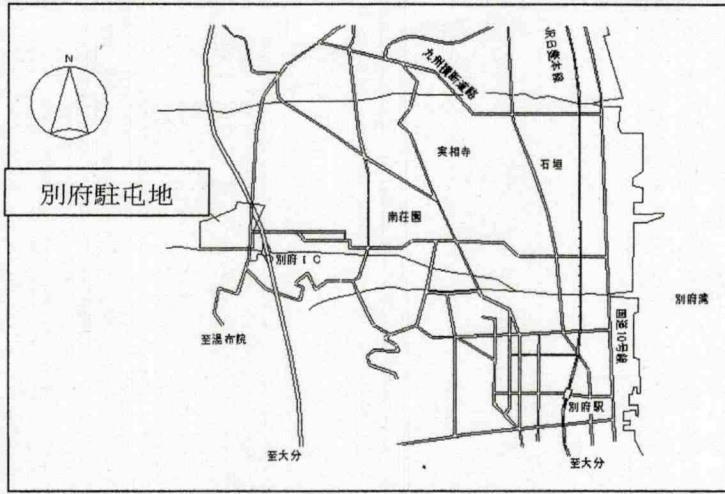


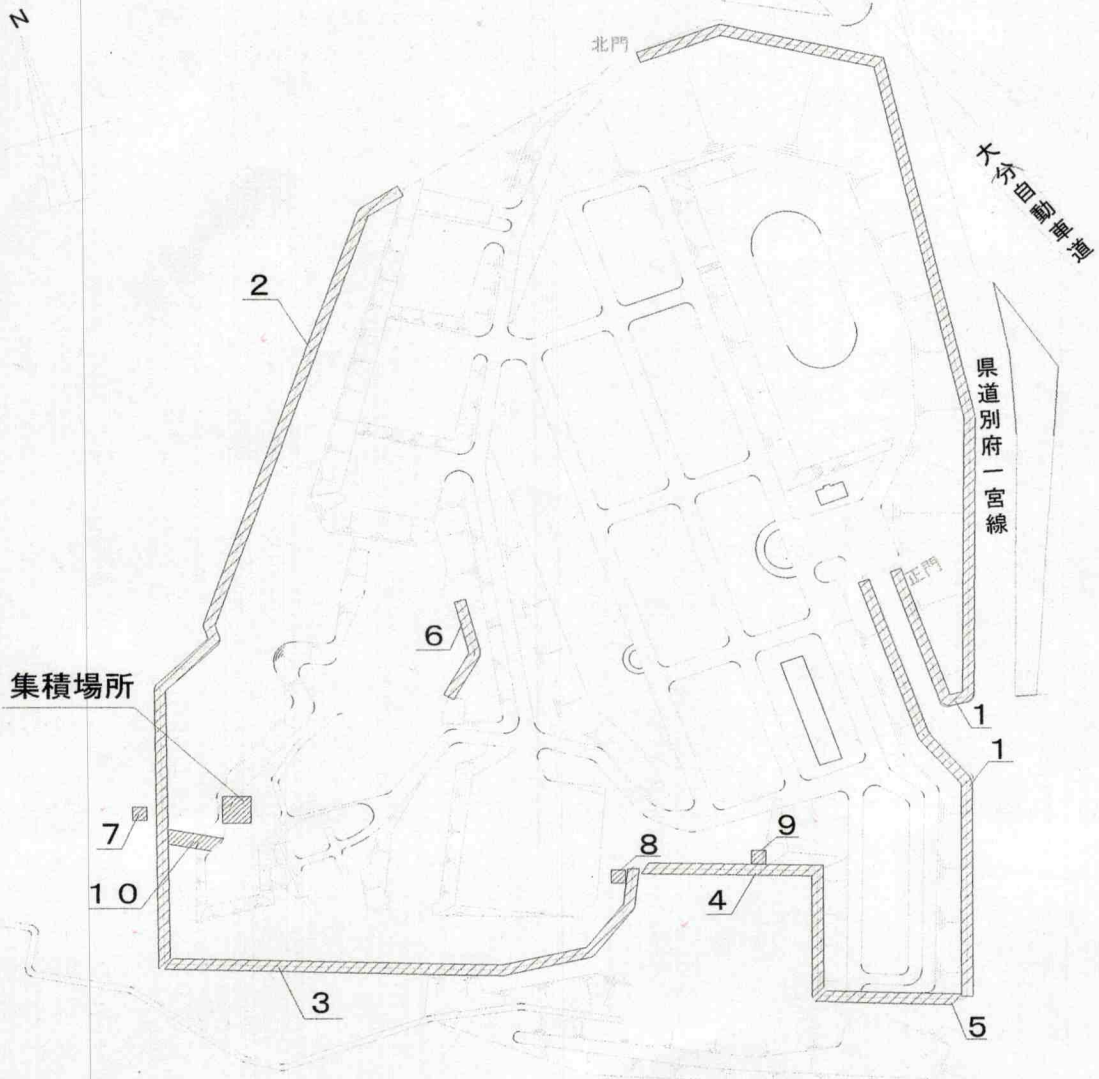
仕 様 書

件名	令和7年度別府駐屯地樹木枝払い等役務	作成日	令和7年10月28日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 林田 元汰
1	<p>総 則 本仕様書は、「令和7年度別府駐屯地樹木枝払い等役務」について適用する。</p>		
2	<p>実施場所 陸上自衛隊別府駐屯地 大分県別府市大字鶴見4548-143</p>		
3	<p>概 要 別府駐屯地の樹木枝払い等を実施し、指定場所へ集積する。 (番号ごとの範囲については図面参照)</p> <p>1：外柵フェンスから内側4m、高さ20mまでの枝払い 外柵フェンスから内側4m以内に幹がある場合は高さ2mで芯止（伐採）</p> <p>2：外柵フェンスから内側4m、高さ6mまでの枝払い</p> <p>3：外柵フェンスから内側4m、外側2m、高さ6mまでの枝払い</p> <p>4：外柵フェンスから内側2m、高さ6mまでの枝払い 外柵フェンスから内側2mの低木伐採</p> <p>5：外柵フェンスから内側4m、高さ6mまでの枝払い</p> <p>6：内柵フェンスから内側2m、外側2mの樹木伐採</p> <p>7：クヌギ伐採（高さ10m）1本</p> <p>8：クヌギ伐採（高さ15m）1本</p> <p>9：サザンカ伐採（高さ3m）1本</p> <p>10：幅5m下払い（雑木・雑草等）</p>		
4	<p>一般事項</p> <p>(1) 請負者は必ず現地を確認し、契約後は速やかに作業工程表を提出するものとする。</p> <p>(2) 請負者は作業にあたり、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階毎の状況その他監督官の指示する箇所をカラー写真で撮影し、必要書類とともに綴り（A4）、監督官に提出する。</p> <p>(3) 本役務にあたり、既存施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一損傷を与えた場合には、速やかに監督官へ報告し請負者の負担において原状に復旧するものとする。</p> <p>(4) 請負者は安全管理に十分留意するものとし、事故等が発生しないよう万全を期す。また、本役務に際し発生した事故は、請負者の責任とし、万一事故が発生した場合は、官側は一切責任を負わないものとする。</p> <p>(5) 請負者は事前に現地を確認し、本役務に対し疑義あるいは不明な点が生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。</p>		
5	<p>特記事項</p> <p>(1) 枝払い及び伐採した樹木は、1日の作業終了時、作業場に残留せず指定する集積場所に運搬すること。</p> <p>(2) 作業中の通行止め等が必要な場合は、関係機関（警察等）への手続きを行うこと。</p> <p>(3) 作業範囲2、4、7、9、10へ車両を乗り入れることはできない。</p>		

仕 様 書



案内図



配置図